

九州 IT&ITS 利活用推進協議会会員規定（案）

平成 25 年 月 日

第 1 条（総則）

本協議会の会員は、設立趣旨に賛同する法人、団体とし、協議会規約を遵守し、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

第 2 条（会員の種類及び権利）

当協議会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。

1. 幹事会員は、本協議会の趣旨に賛同する法人、団体とし、幹事会を構成するとともに総会、幹事会及び各委員会の活動に実行主体者として、委員長、副委員長として参加することができ、事業活動に参加できる。また、幹事会員は本協議会を主体とする事業計画を策定し、幹事会の決議、総会の承認を得て本協議会としての事業活動を行うことができる。
2. 正会員は、本協議会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び事業活動以外の各委員会の活動に参加することができる。
3. 賛助会員は、本協議会の趣旨に賛同する個人とし、総会及び研修セミナーの活動に優待的に参加することができる。また技術委員会にオブザーバーとして参加できるが、所属会社名での活動はできない。
4. 特別会員は、本協議会の趣旨に賛同し参加を希望する大学、研究機関、公共団体等、また、幹事会員の推薦により、幹事会が特に認めた者とし、幹事会の定める範囲で各委員会、幹事会、総会に参加することができる。
5. 幹事会員及び正会員は、総会においてそれぞれ二票、一票の表決権を有する。特別会員は幹事会で認める者について総会にて一票の表決権を有することができる。
6. 幹事会員、正会員、特別会員は、任意の委員会を構成し、幹事会の承認を得て活動することができる。正会員は協議会事業についての委員会への参加はできない。
7. 幹事会にて承認を受けた委員会は、本協議会の資産を利用した企画、研究、実証実験、事業活動を実施することができる。（但し費用は自己負担とする。）また、活動内容は、適宜、各委員会に報告しなければならない。
8. 総会にて承認を受けた事業計画は、本協議会の資産を利用した事業活動を実施することができる。

第 3 条（顧問）

顧問への登録は幹事会の承認を得て行われる。

2. 顧問への登録に際して会費の徴収はしない。
3. 顧問による議決権の行使は出来ない

第 4 条（入会手続き）

本協議会の会員になろうとする者は、次の書類を協議会事務局に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

1. 入会申込書

第 5 条（入会の承認）

会員の入会については事務局がこれを審査し、幹事会の承認を得てこれを承認する。事務局は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。

なお、本協議会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、当協議会は入会を拒否することができる。

- (1) 入会申請をした法人、団体が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行いまたはこれを行おうとしている場合
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合
- (3) 本協議会より除名処分を受けたことがある場合

第 6 条（入会日）

入会を認められた者は、会員登録の日をもって当協議会の会員となる。

第 7 条（会費等）

会員は別途定める入会金及び年会費を指定の期日までに納入しなければならない。

第 8 条（届出事項の変更）

会員は入会時に届出した事項に変更があったときは、変更内容を証する書面または電磁的記録を添付の上、本協議会に対し、これを届出なければならない。

第 9 条（会員資格の喪失）

本協議会の会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
 - (2) 除名処分を受けたとき
 - (3) 会員が解散もしくは破産したとき
2. 1 の各号の場合において会員が既に納付した会費等は、これを返還しない。
3. 1 の各号の場合において会費等が未納付の場合、会員はこれを納付しなければならない。

第 10 条（退会）

本協議会を退会しようとする会員は、退会届に必要事項を記入のうえ、退会日の1ヶ月前までに提出することで本協議会を退会できるものとする。

第11条（除名）

幹事会は会員が次のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 当協議会の名誉を著しく毀損する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 本協議会の規約等に違反する行為があったとき
- (3) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

第12条（規定の改定）

本規定の改定は幹事会の決議による。

第13条（その他）

本規定に定めのない事項については幹事会において別途定める。

（本協議会会費に関する細則）

本協議会の会費については、以下により取り扱うこととする。

1 幹事会員（法人・団体） 会費 年間10万円/1口

ただし、新規加入会員については入会金として別途5万円
会費は1口以上。

2 正会員（法人・団体） 会費 年間5万円

ただし、新規加入会員については入会金として別途3万円

3 賛助会員（個人） 会費 年間1万円

4 特別会員 会費 無料

※1 会費は、入会初年度は原則として入会時、次年度以降は毎年6月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。

※2 年度途中の入会に係る会費にあっても、原則として年額を納入するものとする。

※3 年度途中の会員資格変更の場合には、資格変更時までに入会金と年会費の資格変更前後の差額を納入するものとする。

※4 退会の申し出があった場合にあっても、納入した年会費の返還は行わないこととする。